

新 人 委 第 1 3 号

平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会

委員長 丸山 正

### 俸給の調整額の運用について

俸給の調整額の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

### 記

#### 規則第 2 条関係

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 30 号。以下「規則」という。)第 2 条の「別表第 1 から別表第 3 までに規定するの勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する」とは、規則別表第 1 から別表第 3 までに規定する勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に所属し、かつ、現に当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

#### 規則別表関係

- 1 「児童の一時保護の業務に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士」とは、児童相談所一時保護係の職員で、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としている児童指導員及び保育士をいう。
- 2 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 3 「学校教育法第 81 条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員」とは、特別支援学級担任(主担任をいう。副任、教科担任は含まない。)の業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、当該

職員の特別支援学級における授業の担当時間数が、当該職員の担当する全授業の担当時間数の2分の1以上及び1週間につき12時間以上である職員に限る。

- 4 「学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員」とは、当該指導業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、当該職員の当該指導を行う授業の担当時間数が、当該職員の担当する全授業の担当時間数の2分の1以上及び1週間につき12時間以上である職員に限る。

#### その他の事項

- 1 職員に俸給の調整額を支給する場合の人事異動通知書及び人事記録の記入については、「調整数〇の俸給の調整額を給する」又は「俸給の調整額〇〇円を給する」とするものとする。また、調整額を支給しなくなった場合については、必要に応じて「俸給の調整額は支給しない」と記入するものとする。
- 2 この通達により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認めるとき又は規則及びこの通達の解釈について疑義が生じたときは、そのつど人事委員会と協議するものとする。